

## 中山間地域農業直接支払事業（第3期対策）の制度の概要について

### 1 目的

中山間地域において、農業生産活動の維持を図りながら、農業・農村の持つ多面的機能を確保する観点から、集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援するため、農業者等に平坦地との条件格差を補填する交付金を交付する。

### 2 制度の概要

#### (1) 対象地域

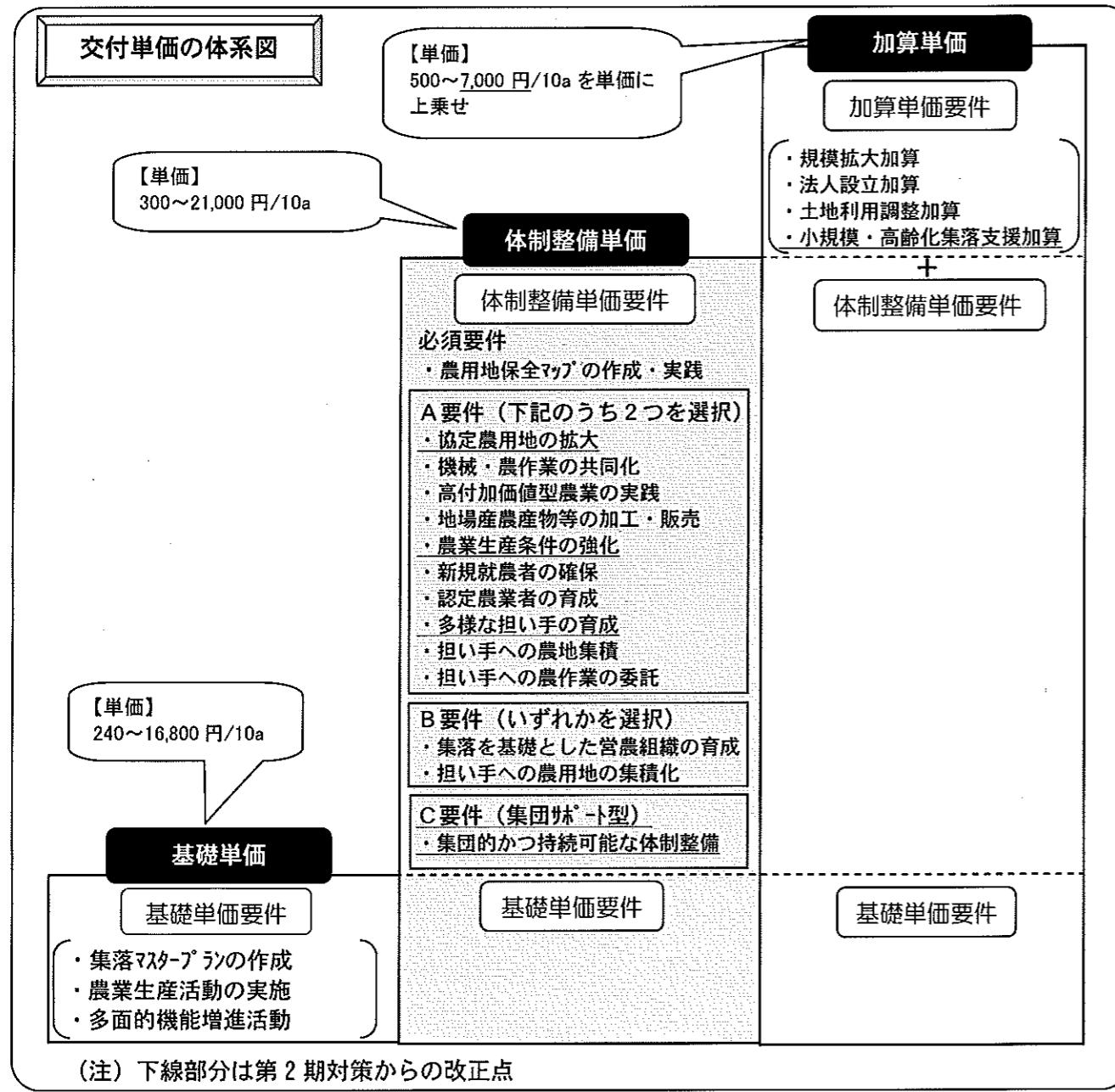
特定農山村地域、振興農山村地域、過疎地域及び知事が必要と認める地域

#### (2) 対象農用地

対象地域内の一団の農用地（1ha以上）で、一定基準以上の傾斜要件などを満たす農用地

#### (3) 交付要件

集落協定を締結した上、5年以上継続して、農業生産活動を実施する集落等に対し、活動レベルに応じた単価により交付金を交付

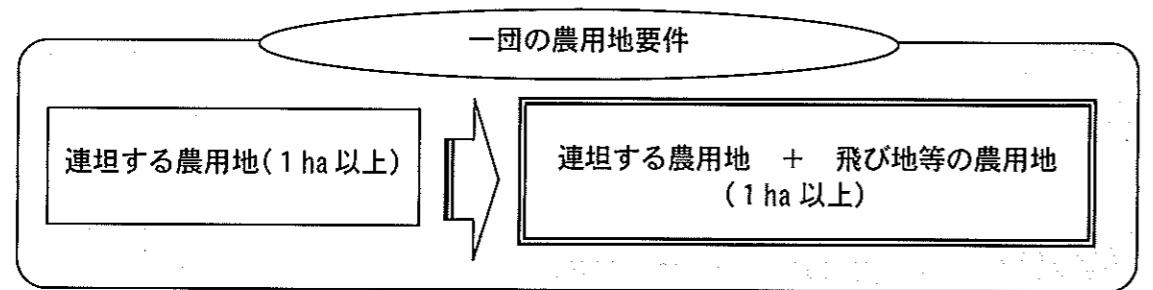


(注) 下線部分は第2期対策からの改正点

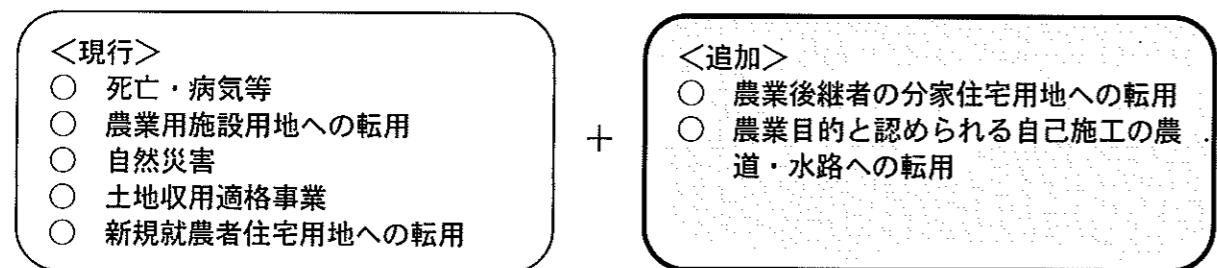
### 3 第3期対策における運用の改正点のポイント

#### (1) 対象農用地の範囲の拡大

- ・小規模な団地や飛び地等も対象農用地として取り込めるよう「一団の農用地要件」を緩和



#### (2) 取組面積の減少による遅延返還措置に係る免責事由の拡充



#### (3) 一農業者当たりの受給額上限100万円の範囲の緩和

<従来>  
一農業者当たりの受給額 = 個人配分 + 役員報酬・共同取組活動の日当  $\leq$  100万円

<第3期対策>  
一農業者当たりの受給額 = 個人配分  $\leq$  100万円  
(役員報酬・共同取組活動の日当は別途受給可能)

### 4 今後のスケジュール

- 平成22年4月22日 県第三者委員会による知事特認基準の審査検討
- 平成22年6月下旬 知事特認基準の決定(国第三者委員会による調整手続)
- 平成22年7月31日 市町村基本方針提出期限(市町村→県)
- 平成22年8月31日 協定認定申請提出期限(集落→市町村)
- 平成22年9月30日 市町村による協定認定期限(市町村→集落)
- 平成22年10月末まで 実施状況の現地確認

## 中山間地域等直接支払制度交付単価要件に係る改正点

区分	分	活 動	第 2 期 対 策	内 容	第 3 期 対 策	容
基礎単価 (8割単価)		(すべてを実施) ・集落の将来像の明確化と活動計画作成 ・耕作放棄の発生防止等		変更なし		
	必須要件	多面的機能増進活動 農用地保全マップの作成・実践 (2つ以上選択)		変更なし		
		①生産性・収益向上(1つ以上選択)		(左記の①～③の区分を廃し、10の活動項目から2つ以上選択して実施)		
				<追加> ・協定農用地の拡大 耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大		
	A要件	機械、農作業の共同化 農業機械等の共同利用が協定農用地の10%以上の増加 高付加価値型農業の実践 新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業が協定農用地の5%以上の増加 地場産農産物等の加工、販売 ②担い手の育成(1つ以上選択)		変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし		
				<追加> ・農業生産条件の強化 生産条件の改良が行われた対象面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上の多い方の増加		
	B要件	新規就農者(1名以上)の確保 認定農業者の育成 新たな認定農業者(1名以上)の確保 担い手への農地集積 地域農業の核となる農業者による利用権の設定等が協定農用地の5%以上増加 地場産農産物等の加工、販売 ③多面的機能の發揮(1つ以上選択)		変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし		
				<追加> ・多様な担い手の確保 棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園、NPO法人や企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営		
	C要件	保健休養機能を活かした都市住民等との交流農園を協定農用地の5%以上の規模で運営 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携 学校等教育機関、集落外のNPO法人等と連携、自然観察会、体験農園、ビオトープ 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家、他集落との連携 協定参加者の10%以上の非農家や非対象農家、他の集落と連携した多面的機能の増進活動等 (1つ以上選択) ・集落營農の推進 集落營農組織の育成に向けて農業機械等の共同利用が協定農用地の30%以上の増加 担い手への農用地の集積 地域農業の核となる農業者による利用権の設定等、農業の受委託が協定農用地の20%以上の増加				
体制整備単価 (10割単価)				<廃止>		
				<廃止>		
				<廃止>		
				<追加> ・集団サポート型 高齢農家も安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決め。		
加算単価				変更なし 変更なし 変更なし 変更なし <廃止>		
				<追加> ・小規模・高齢化集落支援加算 小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて計算		

## 中山間地域等直接支払制度の運用における改正点

区分	第2期対策	第3期対策
一団の農用地要件	<input type="radio"/> 1ha以上の団地 <hr/> <input type="radio"/> 営農上的一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもの	変更なし <hr/> <input type="radio"/> 集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの
取組面積の減少による遡及返還措置に係る免責事由	<input type="radio"/> 死亡・病気等 <hr/> <input type="radio"/> 農業用施設用地への転用 <hr/> <input type="radio"/> 自然災害 <hr/> <input type="radio"/> 土地収用適格事業（公共事業） <hr/> <input type="radio"/> 新規就農者住宅用地への転用	変更なし <hr/> 変更なし <hr/> 変更なし <hr/> 変更なし <hr/> 変更なし <hr/> <追加> <input type="radio"/> 農業後継者の分家住宅用地への転用
		<追加> <input type="radio"/> 農業目的と認められる自己施行の農道・水路への転用
受給額の上限100万円の取扱い	役員報酬・共同取組活動の日当を上限に含める。	役員報酬・共同取組活動の日当を上限に含めない。
米の生産調整との関係	協定農用地において水稻生産実施計画書を超えて米の作付けを行った場合は、当該者に係る協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。	<廃止>